

介護予防支援重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

指定事業者番号 第2171000496号

令和 6年12月 1日指定

指定有効期間 令和6年12月1日～令和12年11月30日

当事業所はご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆ 介護予防支援とは

契約者が介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をおうかがいして、「介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス・支援計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握します。
- 「要支援」と認定された方のうち、予防給付を利用される方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 設 置 者 社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会
- (2) 設置者の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永585番地
- (3) 代 表 者 氏 名 会 長 鈴木 富士夫
- (4) 電 話 番 号 0575-88-9988

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
- (2) 事業の目的 指定介護予防支援は、介護保険法に関する法令に従い、ご契約者（利

用者) がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として介護予防支援を提供します。

- (3) 事業所の名称 社協郡上介護相談センター
- (4) 事業所の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永618番地
- (5) 電話番号 080-2600-6455
- (6) 管理者氏名 歳藤 砂織
- (7) 運営方針 サービス提供にあたっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービス業務に努めます。
- (8) 開設年月 令和6年12月1日
- (9) 事業実施地域 郡上市全域
- (10) 営業日 毎週月曜日から金曜日まで
ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日を除く
- (11) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	専 従	兼 務	備 考
1. 管理者	0名	1名	常勤 (兼務: 介護支援専門員)
2. 介護支援専門員	12名	1名	常勤13名(兼務: 管理者)

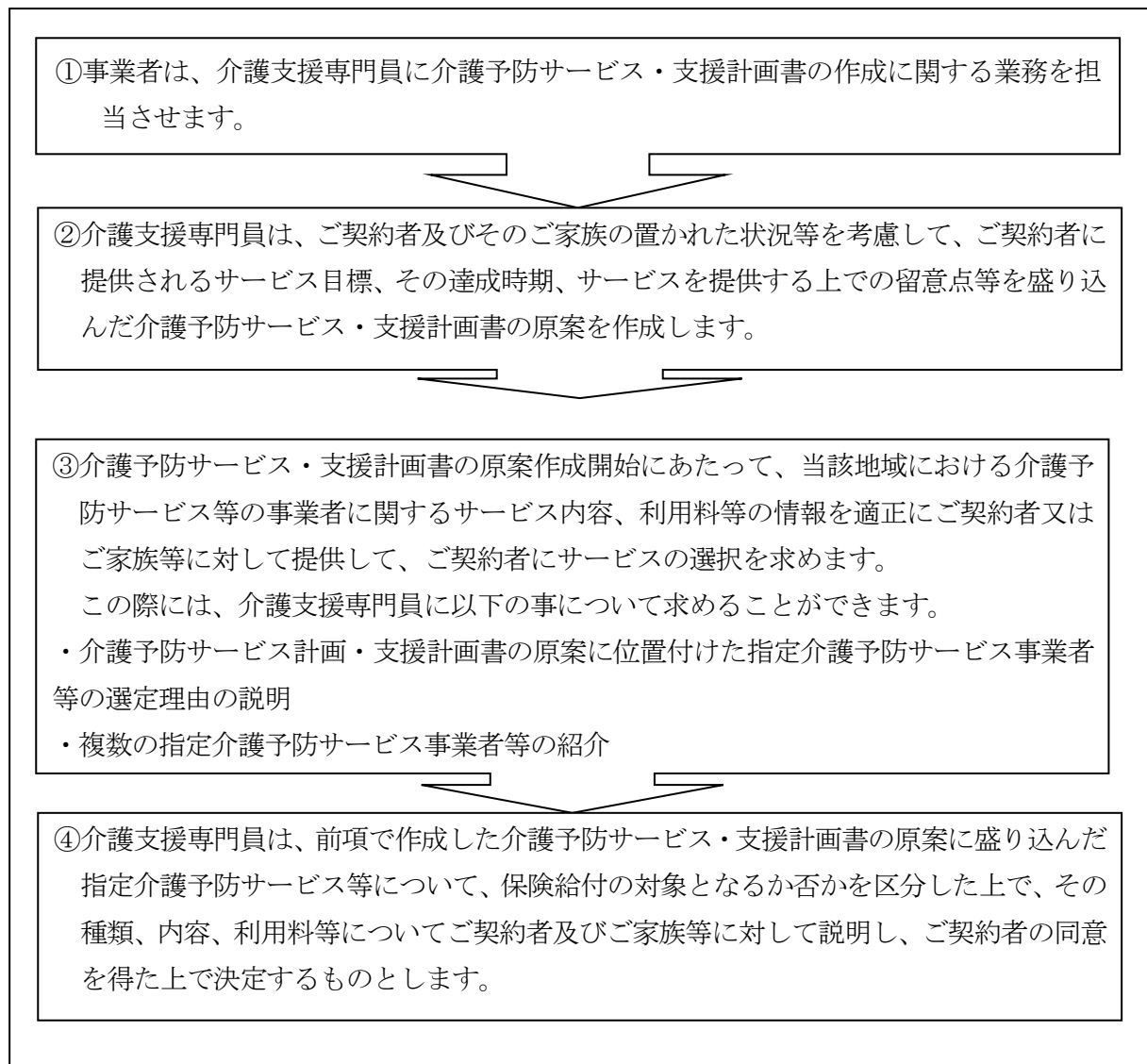
4. 当事業所が提供するサービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

①介護予防サービス・支援計画書の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、公正中立な立場で介護予防サービス・支援計画書を作成します。

<介護予防サービス・支援計画書作成の流れ>



②介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

ご契約者及びそのご家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画書の実施状況を把握するとともに、介護予防サービス・支援計画書の目標に沿ってサービス提供がされるようサービス事業者等との連絡調整をおこないます。また、ご契約者の意思を踏まえて、要介護（要支援）認定の申請等に必要な援助を行います。

③介護予防サービス・支援計画書の変更

ご契約者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更します。

<サービス利用料金>

(1) 介護予防支援業務に関する利用料金

介護保険制度から給付されるため、原則としてご契約者の自己負担はありません。ただし、ご契約者の保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合においては、ご契約者に一旦全額お支払いいただきます。

(2) 交通費

郡上市以外にお住まいの方で、通常の当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただく事があります。自動車を使用した場合は、1回の訪問に当たり200円をお支払いいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに指定した金融機関にお支払いください。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第6条関係）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがありますが、介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

6. 秘密保持と情報提供に関する同意について（契約書第10条参照）

(1) 事業者及び従業者はサービス提供上知り得たご契約者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 当事業所が管理又は作成するご契約者の状態、介護予防サービス・支援計画書、実績等の資料、ご契約者及びご家族の個人情報等について、サービス担当者会議等における利用や他の福祉サービス、サービス事業所、医療機関等から情報の提供の依頼があったときは、管理者の判断で情報提供しますので、本重要事項説明書にて同意いただきます。

(3) (1)の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報をなすことができるものとし、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

7. 個人情報の利用および保護について

(1) 使用目的

- ①当事業所が、介護保険法に関する法令に従い、介護予防支援を円滑に実施するために開催する、サービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記①の他、指定介護予防サービス事業者又は利用されるその他の福祉サービス等との連絡調整のために必要な場合。
- ③現に介護予防支援の提供を受けている場合で、利用者・家族が体調を崩し、又は怪我等で医療機関等に受診し、医師・看護師等に説明する場合。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ①介護予防サービス・支援計画書に記載されている指定介護予防サービス事業所及び入居される場合の事業所
- ②かかりつけ医の所属する病院又は診療所、医師等
- ③緊急時は②以外の病院等
- ④市役所・地域包括支援センター・社会福祉協議会等

(3) 個人情報の内容

- ①氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況等当事業所が介護予防サービスを行うために最小限必要な利用者や家族に関する情報
- ②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見
- ③その他の情報

※「個人情報」とは、本人個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもの。

8. 緊急時および事故発生時の対応について

- (1) 介護支援専門員が、サービス提供中にご契約者の状態が急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に連絡します。
- (2) 自然災害の発生もしくは予想される場合は、当事業所の判断で訪問、相談等のサービス提供時間の短縮あるいは事業所の営業を一時中止する場合があります。また、関係機関と連絡をとり被害を最小限にとどめるよう努力します。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第10条参照）

当事業所では、関係法令（および郡上市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、5年間保管しています。

また、利用者の求めに応じてその情報を開示します（開示に際しての複写料などの諸費用は、利用者の負担となります）。

10. 損害賠償保険への加入

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
保険名	「社協の保険」
補償の概要	対人・対物賠償、人格権侵害補償：1億円他

1 1. 虐待防止について

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の予防のために、次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期開催。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待防止のための研修の定期開催。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を配置する。
- (2) 事業者は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

1 2. ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業者の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。利用者、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従事者、その他関係者に対し、故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

1 3. 感染症の予防及びまん延防止

事業所は感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講ずるものとします。感染症や非常災害の発生においても利用者へのサービスを継続的に実施するため、非常時の体制で早期業務再開を図るため業務継続計画を策定し業務継続に必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内での業務継続計画の周知・研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行います。

1 4. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

- (1) 当事業所に対する苦情受付
当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口担当者 歳藤 砂織（社協郡上介護相談センター 管理者）
TEL 080-2600-6455
- 松山 淳紀（郡上市社会福祉協議会 在宅福祉課長補佐）
TEL 0575-88-9988

- ・ 苦情解決責任者 八代 忠尚（郡上市社会福祉協議会 事務局長）
TEL 0575-88-9988

- ・ 第 三 者 委 員 野口 洋輔 TEL 0575-65-6278
- 野々村 茂樹 TEL 0575-82-2152

（２）行政機関その他の苦情の受付

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 TEL 058-275-9826
- ・ 郡上市社会福祉協議会 TEL 0575-88-9988
- ・ 郡上市地域包括支援センター TEL 0575-67-0008
- ・ 郡上市健康福祉部高齢福祉課 TEL 0575-67-1807
- ・ 岐阜県社会福祉協議会運営適正化委員会 TEL 058-278-5136

15. その他の事項

その他、サービス提供時に問題がある場合は、その都度協議させていただきます。

令和 年 月 日

介護予防支援契約の締結に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会

社協郡上介護相談センター 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

私は、介護予防支援契約の締結に当たり、本書面に基づく事業者から重要事項の説明を受けました。また、個人情報の利用についても同意します。

利 用 者

住 所

氏 名 _____ 印

立会人 (続柄： _____)

住 所

氏 名 _____ 印

個人情報における家族の同意

住 所

氏 名 _____ 印